

## 議第81号

令和3年度山形県一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度山形県一般会計補正予算（第11号）について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

### 提 案 理 由

山形県一般会計補正予算は、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和3年度山形県一般会計補正予算（第11号）

令和3年度山形県の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,370,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ754,396,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		115,300,000	1,400,000	116,700,000
	1 県 民 税	35,952,000	39,000	35,991,000
	2 事 業 税	24,978,000	631,000	25,609,000
	3 地 方 消 費 税	25,171,000	384,000	25,555,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,990,000	78,000	2,068,000
	5 県 た ば こ 税	1,107,000	16,000	1,123,000
	6 ゴルフ場利用税	127,000	△ 1,000	126,000
	7 軽油引取税	9,309,000	240,000	9,549,000
	8 自 動 車 税	16,480,000	12,000	16,492,000
	9 鉱 区 税	2,000		2,000
	10 狩 猟 税	4,000		4,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	177,000		177,000
	12 旧法による税	3,000	1,000	4,000
2 地方消費税清算金		53,576,000		53,576,000
	1 地方消費税清算金	53,576,000		53,576,000
3 地方譲与税		20,354,407	218,114	20,572,521
	1 特別法人事業譲与税	17,500,000	91,604	17,591,604
	2 地方揮発油譲与税	2,520,000	89,438	2,609,438
	3 石油ガス譲与税	100,000	14,436	114,436

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 自動車重量譲与税	100,000	13,587	113,587
	6 森林環境譲与税	81,407	277	81,684
	7 航空機燃料譲与税	53,000	8,772	61,772
4 地方特例交付金		700,218		700,218
	1 地方特例交付金	700,218		700,218
5 地方交付税		197,043,337	1,548,011	198,591,348
	1 地方交付税	197,043,337	1,548,011	198,591,348
6 交通安全対策特別交付金		330,000	38,875	368,875
	1 交通安全対策特別交付金	330,000	38,875	368,875
7 分担金及び負担金		4,879,626		4,879,626
	1 分担金	2,739,790		2,739,790
	2 負担金	2,139,836		2,139,836
8 使用料及び手数料		6,661,490		6,661,490
	1 使用料	4,567,980		4,567,980
	2 手数料	53,721		53,721
	3 県証紙収入	2,039,789		2,039,789
9 国庫支出金		136,988,277	867,705	137,855,982
	1 国庫負担金	26,310,962		26,310,962
	2 国庫補助金	109,353,121	867,705	110,220,826
	3 委託金	1,324,194		1,324,194

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 財産収入		1,393,993		1,393,993
	1 財産運用収入	422,542		422,542
	2 財産売却収入	971,451		971,451
11 寄附金		2,463,473		2,463,473
	1 寄附金	2,463,473		2,463,473
12 繰入金		6,057,423		6,057,423
	1 特別会計繰入金	934,590		934,590
	2 基金繰入金	4,622,696		4,622,696
	3 公営企業繰入金	500,137		500,137
13 繰越金		16,149,561		16,149,561
	1 繰越金	16,149,561		16,149,561
14 諸収入		113,769,995	297,295	114,067,290
	1 延滞金、加算金及び過料等	80,313		80,313
	2 県預金利子	449		449
	3 公営企業貸付金元利収入	8,200,034		8,200,034
	4 貸付金元利収入	97,405,385		97,405,385
	5 受託事業収入	509,121		509,121
	6 収益事業収入	2,035,228	297,295	2,332,523
	8 雑入	5,539,465		5,539,465
15 県債		74,358,200		74,358,200

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県 債	74,358,200		74,358,200
歳 入 合 計		750,026,000	4,370,000	754,396,000

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,084,833		1,084,833
	1 議会費	1,084,833		1,084,833
2 総務費		48,282,857	1,867,157	50,150,014
	1 総務管理費	33,433,797	1,867,157	35,300,954
	2 企画費	7,291,730		7,291,730
	3 徴税費	4,183,634		4,183,634
	4 市町村振興費	821,269		821,269
	5 選挙費	776,273		776,273
	6 防災費	1,177,042		1,177,042
	7 統計調査費	348,138		348,138
	8 人事委員会費	124,538		124,538
	9 監査委員費	126,436		126,436
3 民生費		85,075,884		85,075,884
	1 社会福祉費	60,128,201		60,128,201
	2 児童福祉費	23,007,399		23,007,399
	3 生活保護費	1,809,381		1,809,381
	4 災害救助費	130,903		130,903
4 衛生費		53,464,895		53,464,895
	1 公衆衛生費	28,909,581		28,909,581
	2 環境衛生費	3,032,880		3,032,880

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 保健所費	1,597,911		1,597,911
	4 医薬費	19,924,523		19,924,523
5 労働費		2,114,309		2,114,309
	1 労政費	950,108		950,108
	2 職業訓練費	654,976		654,976
	3 失業対策費	440,597		440,597
	4 労働委員会費	68,628		68,628
6 農林水産業費		50,207,071		50,207,071
	1 農業費	12,190,258		12,190,258
	2 畜産業費	2,035,071		2,035,071
	3 農地費	27,918,400		27,918,400
	4 林業費	6,419,888		6,419,888
	5 水産業費	1,643,454		1,643,454
7 商工費		130,330,099		130,330,099
	1 商業費	98,989,474		98,989,474
	2 工鉱業費	15,172,386		15,172,386
	3 観光費	16,168,239		16,168,239
8 土木費		85,190,781	2,658,234	87,849,015
	1 土木管理費	2,618,090		2,618,090
	2 道路橋りょう費	48,824,148	2,646,509	51,470,657



(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川海岸費	24,116,952		24,116,952
	4 港湾費	2,953,762	11,725	2,965,487
	5 都市計画費	5,353,481		5,353,481
	6 住宅費	1,324,348		1,324,348
9 警察費		26,666,585	△ 10,439	26,656,146
	1 警察管理費	25,004,414	△ 10,439	24,993,975
	2 警察活動費	1,662,171		1,662,171
10 教育費		111,395,249	△ 144,952	111,250,297
	1 教育総務費	13,108,521	△ 16,658	13,091,863
	2 小学校費	36,990,912	△ 29,981	36,960,931
	3 中学校費	21,587,007	△ 4,286	21,582,721
	4 高等学校費	26,309,272	△ 58,301	26,250,971
	5 特別支援学校費	10,431,470	△ 35,726	10,395,744
	6 大学費	1,309,922		1,309,922
	7 社会教育費	1,005,130		1,005,130
	8 保健体育費	653,015		653,015
11 災害復旧費		4,655,605		4,655,605
	1 農林水産施設災害復旧費	974,784		974,784
	2 公共土木施設災害復旧費	3,680,821		3,680,821
12 公債費		88,154,381		88,154,381

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	88,154,381		88,154,381
13 諸支出金		63,353,451		63,353,451
	2 公営企業貸付金	8,200,000		8,200,000
	3 地方消費税清算金	25,015,390		25,015,390
	4 利子割交付金	88,182		88,182
	5 配当割交付金	416,047		416,047
	6 株式等譲渡所得割交付金	562,748		562,748
	7 法人事業税交付金	1,744,229		1,744,229
	8 地方消費税交付金	26,900,350		26,900,350
	9 ゴルフ場利用税交付金	90,770		90,770
	10 環境性能割交付金	335,465		335,465
	11 利子割精算金	270		270
14 予備費		50,000		50,000
	1 予備費	50,000		50,000
歳出合計		750,026,000	4,370,000	754,396,000

# 令和3年度一般会計補正予算に 関する説明書

# 目 次

一 一般会計歳入歳出補正予算（第11号）事項別明細書

- 1 総 括
- 2 歳 入
- 3 歳 出

一 一般会計歳入歳出補正予算(第11号)事項別明細書

1 総

括

# (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	115,300,000	1,400,000	116,700,000
2 地方消費税清算金	53,576,000		53,576,000
3 地方譲与税	20,354,407	218,114	20,572,521
4 地方特例交付金	700,218		700,218
5 地方交付税	197,043,337	1,548,011	198,591,348
6 交通安全対策特別交付金	330,000	38,875	368,875
7 分担金及び負担金	4,879,626		4,879,626
8 使用料及び手数料	6,661,490		6,661,490
9 国庫支出金	136,988,277	867,705	137,855,982
10 財産収入	1,393,993		1,393,993
11 寄附金	2,463,473		2,463,473
12 繰入金	6,057,423		6,057,423
13 繰越金	16,149,561		16,149,561

款	補正前の額	補正額	計
14 諸 収入	113,769,995	297,295	114,067,290
15 県 債	74,358,200		74,358,200
歳 入 合 計	750,026,000	4,370,000	754,396,000



# (歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
1 議会費	1,084,833		1,084,833				
2 総務費	48,282,857	1,867,157	50,150,014				1,867,157
3 民生費	85,075,884		85,075,884				
4 衛生費	53,464,895		53,464,895				
5 労働費	2,114,309		2,114,309				
6 農林水産業費	50,207,071		50,207,071				
7 商工費	130,330,099		130,330,099				
8 土木費	85,190,781	2,658,234	87,849,015	977,841			1,680,393
9 警察費	26,666,585	△ 10,439	26,656,146				△ 10,439
10 教育費	111,395,249	△ 144,952	111,250,297				△ 144,952
11 災害復旧費	4,655,605		4,655,605				
12 公債費	88,154,381		88,154,381				

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
13 諸支出金	63,353,451		63,353,451				
14 予備費	50,000		50,000				
歳出合計	750,026,000	4,370,000	754,396,000	977,841			3,392,159

2 歳

入

第1款 県

税 第1項 県 民 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	33,070,000	11,000	33,081,000	現年課税分	21,000	均等割 税率1人につき 2,500円 所得割 税率 100分の4 配当割 税率 100分の5 株式等譲渡所得割 税率 100分の5
				滞納繰越分	△ 10,000	
2 法人	2,741,000	32,000	2,773,000	現年課税分	31,000	均等割 税率 1法人につき 880,000円 594,000円 143,000円 55,000円 22,000円 法人税割 税率 100分の1 100分の1.8
				滞納繰越分	1,000	
3 利子割	141,000	△ 4,000	137,000	現年課税分	△ 4,000	税率 100分の5
計	35,952,000	39,000	35,991,000			

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	1,170,000	33,000	1,203,000	現年課税分	32,000	第1種事業 税率 100分の5 第2種事業 税率 100分の4 第3種事業 税率 100分の3 100分の5
				滞納繰越分	1,000	
2 法人	23,808,000	598,000	24,406,000	現年課税分	596,000	所得等課税法人 普通法人 資本金の金額 1億円超 所得割 税率 100分の0.4 100分の0.7 100分の1 付加価値割 税率 100分の1.2 資本割 税率 100分の0.5 資本金の金額 1億円以下 税率 100分の3.5 100分の5.3 100分の7 特別法人 税率 100分の3.5 100分の4.9 収入金額課税法人 収入割 税率 100分の1 収入金額等課税法人 資本金の金額 1億円超 収入割 税率 100分の0.75 付加価値割 税率 100分の0.37 資本割 税率 100分の0.15 資本金の金額 1億円以下 収入割 税率 100分の0.75 所得割 税率 100分の1.85

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				滞納繰越分	2,000	
計	24,978,000	631,000	25,609,000			

第1款 県 税 第3項 地方消費税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 譲渡割	24,127,000	342,000	24,469,000	譲渡割	342,000	税率 78分の22
2 貨物割	1,044,000	42,000	1,086,000	貨物割	42,000	税率 78分の22
計	25,171,000	384,000	25,555,000			

第1款 県 税 第4項 不動産取得税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産取得税	1,990,000	78,000	2,068,000	現年課税分	79,000	税率 100分の3 100分の4
				滞納繰越分	△1,000	
計	1,990,000	78,000	2,068,000			

第1款 県 税 第5項 県 た ば こ 税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 県 た ば こ 税	1,107,000	16,000	1,123,000	現 年 課 税 分	16,000	税率 千本につき 1,070円
計	1,107,000	16,000	1,123,000			

第1款 県 税 第6項 ゴ ル フ 場 利 用 税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴ ル フ 場 利 用 税	127,000	△ 1,000	126,000	現 年 課 税 分	△ 1,000	税率 定額
計	127,000	△ 1,000	126,000			

第1款 県 税 第7項 軽 油 引 取 税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 軽 油 引 取 税	9,309,000	240,000	9,549,000	現 年 課 税 分	240,000	税率 1キロリットルにつき 32,100円
計	9,309,000	240,000	9,549,000			

## 第1款 県

## 税 第8項 自 動 車 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割	730,000	12,000	742,000	現年課税分	12,000	税率 100分の0.5 100分の1 100分の2 100分の3
2 種別割	15,750,000		15,750,000	現年課税分	1,000	税率 定額
				滞納繰越分	△1,000	
計	16,480,000	12,000	16,492,000			

## 第1款 県

## 税 第12項 旧法による税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 自動車税	3,000	1,000	4,000	現年課税分	1,000	
計	3,000	1,000	4,000			



第3款 地方譲与税 第1項 特別法人事業譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別法人事業譲与税	17,500,000	91,604	17,591,604	特別法人事業譲与税	91,604	
計	17,500,000	91,604	17,591,604			

第3款 地方譲与税 第2項 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	2,520,000	89,438	2,609,438	地方揮発油譲与税	89,438	
計	2,520,000	89,438	2,609,438			

第3款 地方譲与税 第3項 石油ガス譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 石油ガス譲与税	100,000	14,436	114,436	石油ガス譲与税	14,436	
計	100,000	14,436	114,436			

第3款 地方譲与税 第4項 自動車重量譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	100,000	13,587	113,587	自動車重量譲与税	13,587	
計	100,000	13,587	113,587			

第3款 地方譲与税 第6項 森林環境譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	81,407	277	81,684	森林環境譲与税	277	
計	81,407	277	81,684			

第3款 地方譲与税 第7項 航空機燃料譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 航空機燃料譲与税	53,000	8,772	61,772	航空機燃料譲与税	8,772	
計	53,000	8,772	61,772			

第5款 地方交付税 第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	197,043,337	1,548,011	198,591,348	地方交付税	1,548,011	
計	197,043,337	1,548,011	198,591,348			

第6款 交通安全対策特別交付金 第1項 交通安全対策特別交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	330,000	38,875	368,875	交通安全対策特別交付金	38,875	
計	330,000	38,875	368,875			

第9款 国庫支出金 第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 農地費国庫補助金	16,026,063	2	16,026,065	農山漁村地域整備交付金補助率差額補助	1	
				農地耕作条件改善事業交付金補助率差額補助	1	
8 林業費国庫補助金	1,960,848	△ 3,411	1,957,437	開発事業費補助率差額補助	△ 3,411	
11 土木費国庫補助金	26,382,298	871,114	27,253,412	街路事業費補助率差額補助	△ 10,006	
				道路事業費補助率差額補助	△ 97,587	
				河川事業費補助率差額補助	1	
				港湾事業費補助率差額補助	863	
				空港整備費補助率差額補助	1	
				社会資本整備総合交付金補助率差額補助	1	
				道路除雪費補助	2,156,000	
				道路事業指導監督費補助	841	
				社会資本整備総合交付金	△ 2,519,000	
				防災・安全社会資本整備交付金	1,340,000	

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	109,353,121	867,705	110,220,826			

第14款 諸 収 入 第6項 収 益 事 業 収 入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 宝くじ収入	2,035,228	297,295	2,332,523	宝くじ収入	297,295	
計	2,035,228	297,295	2,332,523			

3 歳

出

第2款 総務費 第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 一般管理費	14,343,960	△ 114,848	14,229,112				△ 114,848	3 職員手当等	△ 114,848	退職手当
5 財政管理費	15,577,994	1,982,005	17,559,999				1,982,005	25 積立金	1,982,005	
計	33,433,797	1,867,157	35,300,954				1,867,157			

第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 道路橋りょう維持費	7,805,383	2,646,509	10,451,892	977,841			1,668,668	11 需用費	143,657	一般需用費
								12 役務費	△ 746	
								13 委託料	2,503,557	
								14 使用料及び賃借料	△ 1	
								19 負担金、補助及び交付金	42	消雪施設管理費負担金
計	48,824,148	2,646,509	51,470,657	977,841			1,668,668			

第8款 土木費 第4項 港湾費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 港湾管理費	737,703	11,725	749,428				11,725	13 委託料	11,725	
計	2,953,762	11,725	2,965,487				11,725			



第9款 警 察 費 第1項 警 察 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
2 警察本部費	22,555,080	△ 10,439	22,544,641				△ 10,439	3 職員手当等	△ 10,439	退職手当
計	25,004,414	△ 10,439	24,993,975				△ 10,439			

第10款 教 育 費 第1項 教 育 総 務 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
2 事務局費	3,409,548	△ 16,658	3,392,890				△ 16,658	3 職員手当等	△ 16,658	退職手当
計	13,108,521	△ 16,658	13,091,863				△ 16,658			

第10款 教 育 費 第2項 小 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 教職員費	36,990,912	△ 29,981	36,960,931				△ 29,981	3 職員手当等	△ 29,981	退職手当
計	36,990,912	△ 29,981	36,960,931				△ 29,981			

第10款 教 育 費 第3項 中 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 教 職 員 費	21,587,007	△ 4,286	21,582,721				△ 4,286	3 職員手当等	△ 4,286	退職手当
計	21,587,007	△ 4,286	21,582,721				△ 4,286			

第10款 教 育 費 第4項 高 等 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 高等学校総務費	20,921,096	△ 58,301	20,862,795				△ 58,301	3 職員手当等	△ 58,301	退職手当
計	26,309,272	△ 58,301	26,250,971				△ 58,301			

第10款 教 育 費 第5項 特 別 支 援 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 特別支援学校費	10,431,470	△ 35,726	10,395,744				△ 35,726	3 職員手当等	△ 35,726	退職手当
計	10,431,470	△ 35,726	10,395,744				△ 35,726			

議第82号

山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山形県県税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴う山形県県税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり山形県県税条例等の一部を改正する条例を制定することについて専決処分する。

令和4年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県税条例等の一部を改正する条例  
(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「第53条第64項」を「第53条第66項」に改める。

第49条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号口中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という）に、「保険業及び」を「保険業並びに」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第54条第4項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第49条の2第6項の表中「及び第4項第1号」及び「及び第4項第3号」を削り、

第54条第4項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で	を
---------	-----	--	---

第54条第5項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で	に改める。
第54条第5項第2号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第49条第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）	

第54条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ハ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により」を削り、「を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率」を「に100分の1」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第4項中「もの」を「もの（第49条第1項第1号イに掲げる法人を除く。）」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第

3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第70条の2中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項又は第3項の規定を適用することができる。

第77条第6項中「前項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。

附則第13条の3中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第13条の8及び附則第13条の9第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第14条の4第4項中「第73条の14第6項」を「第73条の14第7項」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第9項」を「同条第10項」に改める。

(山形県県税条例等の一部を改正する条例附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の山形県県税条例の一部改正)

第2条 山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年7月県条例第40号）附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の山形県県税条例の一部を次のように改正する。

第49条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号ロ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という）に、「保険業及び」を「保険業並びに」に改め、同項第3号中「及び同法」を「、同法」に、「発電事業等」を「発電事業等」という。）及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第54条第4項において「特定ガス供給業」という。）収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第49条の2第6項の表中「及び第4項第1号」及び「及び第4項第3号」を削り、

第54条第4項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で	を
---------	-----	--	---

第54条第5項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第54条第5項第2号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人。(第49条第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)

に改める。

第54条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ハ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により」を削り、「を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率」を「に100分の1」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第2項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第4項中「もの」を「もの(第49条第1項第1号イに掲げる法人を除く。)」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

附則第13条の3中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(事業税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の山形県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の山形県県税条例等の一部を改正する条例(令和2年7月県条例第40号)附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の山形県県税条例(以下「新令和2年改正前条例」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 新令和2年改正前条例第49条第1項第3号並びに第54条第2項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)及び第3項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 5 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。